

全都清ニュース

平成22年度第1号

平成22年度の循環型社会形成推進交付金
交付要綱について通知されましたので、お
知らせいたします。

なお、交付要綱、取扱要領は下記環境省
ホームページに掲載されています。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu.html

環境省所管の補助金等に係る財産処分承
認基準の運用（焼却施設に付帯されている
灰溶融固化設備の財産処分）について通知
がされましたので、別添のとおりお知らせ
いたします。

平成22年4月

社団法人 全国都市清掃会議



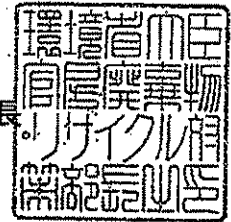
環廃対発第100319001号

平成22年3月19日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長



環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に
附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について

環境省所管の補助金等を受けて整備された一般廃棄物処理施設に係る財産処分については、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について（平成20年5月15日付け環企発第080515006号）（以下「承認基準通知」という。）」に基づき承認事務を行っているところであるが、今般、別添のとおり廃棄物処理施設整備費国庫補助金で整備された「焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分」についての取扱いを定めたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し、周知されるよう御配慮願いたい。

(別添)

「焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分」についての取扱い

1 通知の背景

- (1) ダイオキシン対策の推進に伴う排出削減効果の発現（飛灰及び焼却灰のダイオキシン濃度の著しい低下）により溶融固化処理の必然性が低下していること。
- (2) 3Rの推進により最終処分場の残余年数が増加していること。
- (3) 温室効果ガスの削減は、我が国の環境政策の最重点課題の一つであり、灰溶融固化設備の廃止による燃料等の削減により温室効果ガスの削減へ寄与すること。

2 財産処分承認基準における適用

以下に示す「対象設備」及び「承認に必要な条件」に全て該当するものについては、承認基準通知の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の「第3 国庫納付に関する承認の基準」の1. の(1)のイ. の「(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」として取扱うこととする。

3 対象設備

廃棄物処理施設整備費国庫補助金を受けて焼却施設を整備するに当たり、灰溶融固化設備の設置を補助要件としていた、平成9年度から16年度に交付決定（採択）された焼却施設の灰溶融固化設備とする。

4 承認に必要な条件

ダイオキシン対策、最終処分場対策、地球温暖化対策等を勘案し、以下の(1)から(5)のすべてを満たす場合に承認することとする。

- (1) 焼却飛灰（ばいじん）は、特別管理一般廃棄物となるため、灰溶融固化設備の廃止に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の基準に基づき適切に収集、運搬、処分及び再生されること。

特に、処分及び再生に当たっては「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」により、焼成処理、セメント固化、薬剤処理又は他の施設での溶融処理など、適切な方法で処分又は再生されること。

- (2) 焼却灰は、セメントや各種土木材料等としての再生利用又は他の施設で溶融処理することが適当であるが、やむを得ず埋立処分を行う場合は、維持管理基準等に適合すること。
- (3) 「廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月25日閣議決定）」の重点目標等において、最終処分場の残余年数について15年分を維持することとされていることに鑑み、最終処分場の残存容量が、15年以上確保されていること。
- (4) 温室効果ガスの削減に寄与するため、灰溶融固化設備の廃止に伴う燃料等の削減量と、新たに発生する焼却飛灰及び焼却灰の収集、運搬、処分又は再生に伴う燃料等の増加量を試算した結果、CO₂の排出削減が客観的に明確であること。
- (5) 灰溶融固化設備の不具合を意図的に放置したために休止に至る等、灰溶融固化設備の運転に不適切な事態が生じていないこと。

5 承認の手続

灰溶融固化設備の財産処分を行う場合には、承認基準通知の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の「第2 承認の手続」に基づき、財産処分承認申請書を作成し、「4 承認に必要な条件」に掲げる項目について、関係資料を添付の上、環境大臣あて提出することにより、申請手続を行うこと。

事 務 連 絡

平成22年3月19日

各都道府県

一般廃棄物処理施設整備担当課 御中

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分について

標記については、平成22年3月19日付け環廃対発第100319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（以下「部長通知」という。）をもってその取扱いが示されたところですが、部長通知中の「3 対象設備」及び「4 承認に必要な条件」についての規定事由は別添のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し周知されるようお願いいたします。

規定事由について

1 「対象設備」について

平成9年度から16年度に交付決定（採択）された焼却施設の灰溶融固化設備としているのは、以下の事由による。

<事由>

現行の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）制度においては焼却施設の整備に対して灰溶融固化設備の設置を補助要件としていないが、以下の通知により、上記期間に整備した焼却施設には灰溶融固化設備の設置を補助要件としていたため。

●ごみ処理に係るダイオキシン類の削減方策について

（平成9年1月28日付け衛環第21号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）

ごみ焼却施設の新設に当たっては、焼却灰・飛灰の溶融固化施設を原則として設置すること。

●ごみ焼却施設の新設時における灰溶融設備の設置について

（平成15年12月16日付け事務連絡）

ごみ焼却施設を新設する際には、原則として焼却灰及び飛灰のリサイクル・減量化を図るための溶融固化施設を有していることを国庫補助の要件としてきたところです。

今後、この原則の例外として、溶融固化設備の設置を要しない場合として、下記のとおり整理しました。

- ① 焼却灰をセメントや各種土木材料等として再生利用する場合
- ② 最終処分場の残存容量が、概ね15年以上確保されている場合
- ③ 離島である等、溶融固化設備を整備することが合理的でない判断できる場合

2 「承認に必要な条件」について

ダイオキシン対策、最終処分場対策、地球温暖化対策等を勘案し、以下の①から⑤のすべてを満たす場合に承認することとしているのは、以下の事由による。

(1) 焼却飛灰（ばいじん）は、特別管理一般廃棄物となるため、灰溶融固化設備の廃止に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の基準に基づき適切に収集、運搬、処分及び再生されること。

特に、処分及び再生に当たっては「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」により、焼成処理、セメント固化、薬剤処理又は他の施設での溶融処理など、適切な方法で処分又は再生されること。

<事由>

廃棄物処理法等で規定されている内容であり、これを怠ると法令違反となることについて、改めて周知をする必要があるとともに、灰溶融固化設備を廃止した場合にも新たな飛灰の処理に対する投資が必要となることもあるとの注意喚起のために条件としている。

(2) 焼却灰は、セメントや各種土木材料等としての再生利用又は他の施設で溶融処理することが適当であるが、やむを得ず直接埋立処分を行う場合は、維持管理基準等に適合すること。

<事由>

ダイオキシン対策の推進に伴い排出削減効果が顕著に発現していることに鑑み、焼却灰については、上述した平成15年の事務連絡において、セメントや各種土木材料等としての再生利用を灰溶融固化設備の設置を要しない場合の条件の一つとしたところであり、また、交付金においては灰溶融固化設備の設置を補助要件としていないところである。

このように、焼却灰の処分については、段階を追って自治体の実情に委ねてきているため、灰溶融固化設備の財産処分にあたり交付金と同様に要件や制限を付すことはしないが、廃棄物処理法等に規定されている最終処分場の維持管理基準等への適合が必要なことについての注意喚起のため条件としている。

- (3)「廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月25日閣議決定）」の重点目標等において、最終処分場の残余年数について15年分を維持することとされていることに鑑み、最終処分場の残存容量が、15年以上確保されていること。

<事由>

廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月25日閣議決定）において、一般廃棄物最終処分場の残余年数を重点目標として掲げていることを重視し、最終処分場の残余年数については、15年以上確保されていることを条件としている。

- (4) 温室効果ガスの削減に寄与するため、灰溶融固化設備の廃止に伴う燃料等の削減量と、新たに発生する焼却飛灰及び焼却灰の収集、運搬、処分又は再生に伴う燃料等の増加量を試算した結果、CO₂の排出削減が客観的に明確であること。

<事由>

温室効果ガスの削減は、我が国の環境政策の最重点課題の一つであり、これを踏まえCO₂の排出削減に寄与することを条件としている。

- (5) 灰溶融固化設備の不具合を意図的に放置したために休止に至る等、灰溶融固化設備の運転に不適切な事態が生じていないこと。

<事由>

機能しない灰溶融固化設備を意図的に放置した上で財産処分すること等は、何ら補助目的を達成しているとは言い難いため、適切に補助効果を発揮していることを条件としている。